

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

鳥取県規則第五十二号

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項の表事業開始資金の項中「一、〇〇〇、〇〇〇円」を「一、二〇〇、〇〇〇円」に改め、同表事業継続資金の項中「五〇〇、〇〇〇円」を「六〇〇、〇〇〇円」に改め、同表技能習得資金の項中「六、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に改め、同表就職支度資金の項中「五〇、〇〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に改め、同表住宅資金の項中「八五〇、〇〇〇円」を「九〇〇、〇〇〇円」に改め、同表転宅資金の項中「三〇、〇〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に改め、同表生活資金の項中「四八、〇〇〇円」を「五四、〇〇〇円」に改め、「二四、〇〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に改め、同表結婚資金の項中「一〇〇、〇〇〇円」を「一二〇、〇〇〇円」に改め、同表修学資金の項中「七、〇〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改め、「九、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に改め、「一四、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改め、「一七、〇〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に改め、同表就学支度資金の項中「五〇、〇〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に改め、同表修業資金の項中「六、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の鳥取県寡婦福祉資金貸付規則第五條第一項の規定中、技能習得資金、修学資金及び修業資金に関する部分は昭和五十三年四月一日から、その他の部分は同年六月二十七日から適用する。

目 次

- ◇規 則 鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 生活保護法による指定医療機関の廃止
生活保護法による医療機関の指定
保険医等の登録
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
結核予防法による医療機関の指定
種畜証明書の交付
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公 告 砂利採取業務主任者試験の合格者

規 則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

告 示

鳥取県告示第七百十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
鳥取保健所	鳥取市二階町四丁目二〇一番地	昭和五十三年六月三十日

鳥取県告示第七百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取保健所	鳥取市江津七三〇番地	昭和五十三年七月十五日
吉成薬局	鳥取市吉成七七九番地四一	昭和五十三年八月一日
鳥取生活セン ター本店薬局	鳥取市行徳は一〇三番地	昭和五十三年八月一日

鳥取県告示第七百二十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十三年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山中 茂	鳥齒第三五九号	昭和五十三年八月八日
片山 由美子	鳥葉第三八三号	昭和五十三年八月九日

鳥取県告示第七百二十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
加須屋 淳	鳥国歯第三五八号	昭和五十三年七月二十四日
中 井 由紀子	鳥国薬第三八二号	昭和五十三年七月二十五日

鳥取県告示第七百二十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和

種番証明書番号	名 前	品、種	生年月日	産地	血 統	級 別	飼養者の所在地及び名称
昭和五三鳥取県臨第一号	パインジェマイマ オームスビー	ホルスタ イン種	昭和五二・六・七	鳥取県	父 スプリング ゴリアス オームスビー	母 ジェマイマ シュークリーム フレンド	級外 東伯郡赤碕町 鳥取県種畜場

二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十三年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十三年八月八日	山崎内科医院	鳥取市立川町五丁目二〇一七五

鳥取県告示第七百二十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種番証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十号

昭和五十三年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十三年八月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時 昭和五十三年八月三十日(水) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

- (1) 選挙運動従事者及び労務者に対し支給することができる実費弁償の最高額及び報酬の最高額の改正について
- (2) 選挙をきれいにする国民運動推進強調月間について
- (3) 明るい選挙推進指導者研修会について

公 告

昭和53年7月31日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和53年 8月29日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

井本	健司	高橋	大憲	河野	達也	松本	龍雄	大東實八郎
木村	靖博	中村	昌哲	豊岡	英器			

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】